

人間的価値と人権思想

牧 野 広 義

はじめに

哲学・倫理学において、事物の「よさ」や人間の行為の「よさ」の基準となる価値とは何か、という問題はまだ十分には解明しきれていない。「よさ」の基準を何らかの客観的なものにおこうとする考えと、人間の主観的な意識におこうとする考えの対立は、依然としてある。また価値や価値観の多様性を承認することは、それを論じる哲学や思想そのものが多元主義や相対主義でなければならないという主張もある。

しかし私は、価値をとらえるにあたって、最初から人間の欲求や要求や美意識など主観的なものを基準とするのではなく、まず第一に、人間の生存、生活の充実、人間の自己実現を基準としてとらえるべきであると考え。そのことによって、価値についての客観的な把握が可能になる。そのうえで、人間の欲求や要求の対象となる価値や、人間の行為の目的や手段となるものの価値、さらに行為の規範や理想となる価値もとらえるべきであると思う。そうすると、自然の事物の価値、社会的制度がもつ価値、真・善・美などの精神的価値など、すべての価値の根拠として、人間自身の価値（人間的価値）があることになる。このような人間の価値の承認は、人間の尊厳の確立と言ってもよいであろう。

しかしそのような人間の価値や尊厳は、いかにして確立され承認されるのであろうか。人間の尊厳とは、近代社会において「人間の権利」（人権）の問題として論じられてきたものである。そこで小論では、このような人間

的価値の問題を、人権思想を手掛かりにして考えたいと思う。

また私は、人間が意識しようとしまいと人間の生存や生活にとって不可欠な客観的な価値と、それを人間が意識したものとしての価値意識とを区別してとらえるべきだと考える。しかもこのような価値意識にも多様な形態がある。とりわけ現代社会では価値意識（価値観）の多様性が語られ、一見、価値意識の共通性やいわんや普遍的な価値意識など成立しえないのではないかと思われる。しかし現代社会において、人権の思想こそが普遍的に承認され、共同で実現すべきものではないのか。では、価値意識の多様性と人権思想とはどうかかわるのであろうか。小論ではこのようなことも考えたいと思う。

一 価値の本質と人間的価値

私は、1993年の日中価値論シンポジウム¹⁾に参加して以来、従来の研究成果からも学びながら、価値や価値意識の問題を考えてきた²⁾。小論ではまず、価値の本質、事実と価値、価値意識の諸形態について、私の考えを要約したうえで、小論の課題を明確にしたい。

第一に、価値とは、まず、人間の生存を保障し、生活を充実させ、労働や社会的活動や精神的活動をとおして人間が自己実現してゆくために必要とされる自然や社会の事物の、その必要性、有用性である。こうした意味で価値には、「よいもの」「のぞましいもの」としての肯定的な価値（プラス価値）だけでな

く、「わるいもの」、「のぞましくないもの」などの否定的な価値（マイナス価値）も含めて考えなければならない。

そしてこのような自然や社会の事物の必要性が、人間によって欲求され、さらに行為の目的や手段として自覚されたとき、それは価値としてより明確な意味をもつ。それは人間の意識的な実践を導くものとなる。欲求の対象としての価値や目的・手段としての価値の意義がここにある。さらに、人間は、人間にとって必要なもの・有用なものを欲求し、これを目的－手段の連鎖をとおして獲得してゆく実践の過程で、同時に、人間の実践にとっ

ての規範や、現にあるものを超えて目指すべき理想や理念を、社会的、歴史的に形成し発展させてきた。

こうして(1)人間にとっての必要性・有用性としての価値、および(2)欲求の対象、目的・手段としての価値を基礎として、しかもそれらを超えて(3)規範性・当為性をもった規範や理想などの価値が成立するのである。

第二に、このような価値について、その種類をあげ、その価値をもつ事物（価値物ないし価値体と呼ぶ）を例示し、その価値の内容（価値内容）を（ ）内に示すと次のようになるであろう。

価値の種類

価値物ないし価値体（価値内容）の例

- ①自然的、物質的価値 — 自然環境、資源、食料、住居、衣服、労働手段、嗜好品など（必要性、有用性、有用と有害との価値対立を含む）
- ②社会的価値 — 経済・政治・法律の諸制度、マスコミ、教育制度、医療・保健制度など（必要性・有用性、自由、平等、平和、発達、健康、およびそれらをめぐる価値対立を含む）
- ③精神的、身体的価値 — 科学（真理）、宗教（聖）、道徳（善）、芸術（美）、イデオロギー（真・偽、社会的実践にとっての有用性）、スポーツ（健康、身体的能力）
- ④人間的価値 — 個人、集団、階級、民族、人類（生命、利害、権利、人間性、人格、尊厳）

以上の価値のうち、④人間的価値はそれ自身が価値であるとともに、これがすべての価値の根拠となる。人間的価値のどのレベルを価値の根拠としておきか、すなわち、どのような個人や集団、階級などの利害を価値の中心におきか、また個人の価値と集団や階級や民族などの価値とをどのように関連させとらえているか、さらには人格（社会的諸関係を担った実践の主体であり、法的権利の主体、道徳的自律の主体である個人）やその権利や人間性の価値がどこまで承認されているか、などによって、他のすべての価値が決定され、評価されることになる。そしてそこに価値観の対立が生じることにもなるのである。

第三に、事実と価値、事実認識と価値意識の諸形態について、次のように考えられる。

(A)「事実」とは自然と社会の客観的事物であり、このような客観的事物の現象と本質

にわたる認識が「事実認識」である。

(B)自然や社会の事物が人間の生存や生活や人間の自己実現にとってもっている、その必要性や有用性が「客観的価値」である。これは人間の意識や評価には依存しない。

(C)「価値意識」とは事実や客観的価値が、何らかの人間の価値を基準として、また意識主体がどのような社会的諸関係のもとにおかれているか（社会的存在）によって規定されて、人間に反映されたものである。これは次のような形態をもつ。

(a)「客観的価値認識」とは、客観的価値についての認識である。先の①自然的、物質的価値や、②社会的価値の多くについては、このような価値認識が可能である。自然科学や社会科学は、「事実認識」であるとともに、自然や社会の事物が人間にとってどのような意味をもつかという「客観的価値認識」でも

ある。したがって、科学は、価値とはまったく無関係だという意味での「没価値的」なものではない。しかしこのような「客観的価値認識」は原理的には可能だとしても、人間の社会生活では必ずしも一般的ではない。

(b) 日常的な意識においては、自然や社会の諸現象は、まず各人にとっての快や苦、欲求、嗜好のような感情の対象として評価される。このような、感情や感性、イメージなどによる事物の評価は、「感性的価値意識」と言える。

(c) また、現実の認識と評価はさまざまなイデオロギーを媒介にして行われている。イデオロギーとは、社会的存在によって規定された一定のまとまりのある思想である。これには経済・政治・社会思想、宗教、道徳・倫理などが含まれる。そこで、社会的実践にかかわる価値意識の多くはこのような「イデオロギー的価値意識」となっている。

(d) しかし同時に、現代社会で求められることは、すべての人間を人間として尊重し、人間の基本的な必要を満たす自然的・物質的価値の実現であり、自由、平等、民主主義、平和などの社会的価値と、それと結びつく精神的価値の実現である。そしてこれらを通しての人間の価値の実現である。これらは、各人の価値観の多様性を前提としながらも、労働者、市民、国民が社会的、歴史的現実の中で共通に承認し、共同でその実現を目指しうる価値である。その意味で、これらは「普遍的・共同的価値意識」と言ってよい。それは、現実についての「客観的価値認識」を前提としながら、「感性的価値意識」や「イデオロギー的価値意識」をも媒介としつつ、実践のなかで価値意識そのものが陶冶されて、より普遍性と共同性をもった価値意識として形成されるものであろう。

しかし、以上のような価値および価値意識の把握において次のことが問題となる。

第一に、すべての価値の本質的な基礎となる「人間的価値」はどのようにして成立する

のか、とりわけ、すべての人間に価値があるということはどのような根拠に基づくのか。

第二に、「普遍的・共同的価値意識」はどのようにして形成されるのか、また現代社会では価値観の多様性が広がり、それが尊重されるべきであるとするならば、そのことと普遍的・共同的価値意識の形成とはどのように関係するのか。

小論ではこのような問題について考察したいと思う。その際、人間的価値とは「人間の尊厳」の問題であり、人間の尊厳は「人間の権利」(人権)の根拠でもある。そこで、以下では人間的価値の問題を人権思想とのかかわりで考察したい。また、人権思想は、今日における普遍的・共同的価値意識の形成の手掛かりになると思われる。その意味でも、人権思想と価値意識とのかかわりを考察したい。

二 人権の本質と人間的価値

人権について、憲法学者の宮沢俊義氏は次のように言う³⁾。「今日ひろく人権または基本的人権というとき、われわれは多かれ少なかれ『人間性』からいわば論理必然的に生ずる権利というようなものを頭にうかべる。人間がただ人間であるということにのみもとづいて、当然に、もっていると考えられる権利が人権だ、と考えている」(77ページ)。このような人権は、かつては、神によって与えられたものとか、人間が自然状態において自然法にもとづいてもっていたものと考えられた。「ここで、人権の根拠として神とか自然法をもち出したのは、ひとえにその人権がすべての人間の一身に専属的に附着しているものであり、これを実定法によって奪うことが許されないものであることを根拠づけるためである。……ここで重要なのは、神だの、自然法だのではなくて、人権はすべての人間に生来的に、一身専属的に附着するものであり、実定法で制限することができない、ということである。人権に関するこの命題が成立しさえすれば、

その根拠は、神でも、自然法でも、そのほか何でもさしつかえない。」(77-78ページ)。そこで「今日多くの国では、人権を承認する根拠として、もはや特に神や、自然法をもち出す必要はなく、『人間性』とか、『人間の尊厳』とかによってそれを根拠づけることでじゅうぶんだと考えている」(78ページ)。ここから宮沢氏は、人権の観念の歴史性について次のように言う。「人権の概念は、人間の社会においては、すべての生物学的な意味における人間は、当然に社会的意味における人間でなくてはならず、しかも、社会的意味における人間は、人間社会における最高価値だという考え方にもとづく。この考え方は通常人間主義ヒューマンイズムと呼ばれるものであるが、それがほぼ確立したといえるのは、ルネサンスおよび宗教改革にはじまる近世のことである」(同)。さらに、宮沢氏は、「人権の進化」を論じ、「人権宣言における人権が、その歴史的進化の過程において、かように自由権・参政権および社会権を含むことになったことは、近代民主主義の理念の本質的発展の表現として、注目される」(87ページ)と述べている⁴⁾。

また、法社会学者の渡辺洋三氏は、人権について次のように言う。「固有の意味における『基本的人権』という法思想および法概念は、資本主義社会（そしてその基礎としての普遍的な商品交換社会）という特定の歴史的社会に規定された人間の基本的要求のあらわれ方、およびその体制内部における特殊的な処理のしかたを表現するものである。すなわち、この歴史的な社会において、人間が生きてゆくうえで不可欠な基本的要求は、基本的『人権』という形をとってあらわれ、またかかるものとして処理（満足）されることを法的に要請されているのである」。なおここで「特殊的な」処理のしかたというのは、「二つの意味すなわち体制の論理によって承認されているという意味と、それが資本主義国家のもとでは、権利義務という特定の形態をとっているという意味とが同時に含まれる」とされる⁵⁾。

では、宮沢氏において、人権の成立の根拠とされる「人間の尊厳」や、人間が人間社会における「最高価値」という思想は、いかなる根拠をもち、いかなる仕方でも成立したのであろうか。また、「人権の進化」はいかなる仕方でも近代民主主義の本質的発展となったのであろうか。また、渡辺氏の言う、資本主義社会という歴史的な社会に規定された人間の基本的要求とその法的承認とはどのようなことか。このようなことを改めて明確にするために、以下では人権思想の歴史的発展をおおまかに考察しておきたい⁶⁾。

三 人権思想の歴史と人間的価値

人権すなわち「人間の権利」の思想は、近代ヨーロッパにおいて登場した。それ以前には「人間の権利」という思想は明確には存在しなかった。ヨーロッパの中世においても、権利とは、さまざまな階級や身分、団体等の特権の集合にすぎなかった。すなわち、王や貴族の特権、聖職者や教会の特権、ギルドの特権などが、中世的権利の中心であり、さらに都市自治権や大学の自治権も、法王庁や王から認められた特権としての自由にすぎなかった。このような中世的な特権から、近代的人権への転換は、人間的価値の確立にとっても重要な意味をもっている。

1. 18世紀の人権宣言について

「人間の権利」が高らかに宣言されたのは、アメリカ独立宣言（1776年）やフランス人権宣言（1789年）など、18世紀の人権宣言においてである。

アメリカ独立宣言は言う。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信じる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な

権力は被治者の同意に由来するものであることを信じる」と。

またフランス人権宣言（人および市民の権利宣言）は言う。「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」（第1条）。「あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である」（第2条）等々。

これら、18世紀の人権宣言は次のような特徴をもっていた。

第一に、人間の政治的結合の基礎として、国家の立法権力にも優先する「自然権」としての「人間の権利」が主張された。それには自由、平等、生命、幸福の追求の権利、所有権などが含まれる。それは、王や貴族や聖職者などの中世的特権の廃止の宣言であり、絶対王政という「旧体制」（アンシャン・レジーム）の死亡証明書でもあったとされる。

しかし第二に、「すべての人間」の権利としての自然権を宣言し、人民主権ないし国民主権、参政権、革命権など、国家の公共性を担う「市民の権利」を宣言しながら、そこで実際に承認されていたのは、一定の財産をもち家族を従属させた男性の権利であった。「人間の権利」でいう「人間」（man, homme）は「男」という意味でもあり、人間の権利とは男性の権利でしかなかったというのが、「女性および女性市民の権利」（1791年）を発表したオランプ・ドゥ・グージュラの批判であった。したがって、人権宣言のもとにおいても、女性、貧農、労働者、先住民、少数民族、黒人奴隷などは、無権利状態や抑圧状態におかれたままであった。

第三に、ここで宣言され承認されたのは、所有権を中心としながら（フランス人権宣言はその最後の第17条で「所有権の神聖不可侵」を確認している）、信教の自由・言論の自由などの精神的自由や、権力によって不法に拘束されないという身体的自由など、自由権の体系であった。そこで、所有権は経済活動の自

由を保障するものであり、信教の自由は政治と宗教を分離して悲惨な宗教的争いを終結させるものであった。また言論の自由や身体的拘束からの自由は、文化活動や政治活動の自由を保障するものであり、それは絶対王政に対する闘いのなかで、不可欠な武器として自覚され、勝ち取られたものであった。

以上のような特徴をもつ人権宣言について、資本主義社会の矛盾が明瞭になった19世紀の段階で、それらが決して「自然権」として神から与えられたものではなく、まさに近代資本主義社会の形成という社会的歴史的な根拠をもち、また近代資本主義に特有の制限をもっていることを明らかにしたのは、マルクス、エンゲルスであった。

若いマルクスは「ユダヤ人問題によせて」において、フランス人権宣言における「公民」（citoyen, Staatsbürger）と利己的な「人間」（homme, bourgeois）との分裂を指摘し、これはまだ利己的な人間の政治的解放にとどまるととらえた。それに対して「現実の個体的な人間が、抽象的な公民を自分の中に取り戻し、個体的な人間でありながら……類的存在になったとき、……社会的な力をもはや政治的な力というかたちで自分から分離しないとき、そのときはじめて、人間の解放は完遂されたことになる」とされる。これは、人権宣言が利己的なブルジョワの権利の承認によって、国家の公共性を担うべき市民の権利をそれに従属させ、抽象化してしまい、真に人間を解放する権利の承認になっていないという批判である。

エンゲルスは『反デューリング論』第1部第10章「道徳と法、平等」において、人権宣言の現実的根拠について次のように述べた。すなわち、商品所有者の自由な経済活動と彼らの平等な関係、中世的束縛から自由でありながら生産手段からも自由（無産者）という二重の意味で自由な労働者の必要性、さらにマルクスが『資本論』で明らかにしたように、あらゆる労働が人間的労働一般として平等な

資格をもち、これが商品の価値法則として貫かれることなど、「経済的諸関係が自由と平等な権利を要求していた」。「そうした要求が個々の国家をこえた、ある普遍的な性格をおびるようになって、自由と平等とが人権として宣言されたのは、当然のことである」。ここに近代人権宣言成立の必然性がある。だが、「階級の特権の廃止というブルジョアの要求が提出されるその瞬間から、階級そのものの廃止というプロレタリア的要求がそれとならんで現れる」のであり、抽象的な権利における平等のみならず、「社会的、経済的な平等の要求」が現れるのである⁸⁾。

マルクスはまた、所有権の本質とは、生産手段を私的に所有することによって他人の労働を支配できるという点にあることを明示した。J.ロックは、17世紀のイギリス市民革命の時代に、自然物を有用物に変える労働が物の価値を生むのであるから、その労働の提供者にその物を所有する権利が帰属するとして、自分の労働に基づく所有権を主張した⁹⁾。しかしマルクスは、『資本論』¹⁰⁾第1巻第22章第1節「商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転換」において、自分の労働に基づく所有権という商品生産における所有法則は、資本主義的生産様式のもとでは、資本による他人の不払労働とその生産物の取得へと転換することを明らかにした(4, 1,001ページ)。こうして所有権(財産の自由)やそれに基づく経済活動の自由(営業の自由)は、資本による労働の「搾取の自由」として現れるのである。

以上のように、17-18世紀の市民革命は人権の確立のうえで多くの問題を残した。これらは19-20世紀における労働運動、市民運動、社会主義運動の課題となった。

2. 19-20世紀における社会権の形成と市民的・政治的権利の拡大

19-20世紀における人権思想の発展は、国家や社会によって人間の自由が抑圧されない

権利(自由権)の確立のみならず、国家や社会に人間らしい労働や教育や生存を保障させる権利(社会権)の形成として現れ、さらに市民革命において人権の適用から排除された社会の多数者に市民的・政治的権利を拡大する運動として現れた。このような運動は、文字どおり「すべての人間」に人権を実質的に確立する闘いであった。

その第一は、労働権、労働基本権の確立である。それは、19世紀イギリスにおける「工場法」などの労働者保護法や、労働組合の団結権、団体交渉権、争議権の獲得として現れた。マルクス『資本論』第1巻第8章「労働日」において、「工場法」による労働時間の制限について次のように論じている。労働者は労働市場では「自由な契約」によって労働力商品の売買を行う。しかしその取引がすんだ後、彼は少しも自由でないことがわかる。彼は自分の労働力を売ることを強制されているのであり、いったん売られた労働力はあたかも吸血鬼にとりつかれたかのように徹底的に搾取される。そこで労働者たちは防衛のために団結しなければならず、「彼らは階級として、彼ら自身が資本との自由意志契約によって自分たちと同族とを死と奴隷状態とに売り渡すことを妨げる一つの国法を、超強力な社会的障害物を、強制しなければならない」。こうして「譲ることのできない人権」のはでな目録にかわって、法律によって制限された労働日というつましい“マグナ・カルタ”が登場する(2,525ページ)。このように、マルクスは新しい権利の登場をとらえる。そしてこれによって、労働者が売り渡す時間と彼自身のものである自由時間との区別ができる。さらに工場法は「彼らがいつかは政治的権力を掌握することを可能にするような精神的エネルギーを与えた」(2,526ページ)という工場監督官の言葉が引用されている。

またマルクスは、労働組合の過去・現在・未来を論じ、労働組合は、資本の専制に抗して有利な労働条件を獲得するための手段であ

るのみならず、それは労働者階級を組織する拠点となり、さらに組織されていない人々の代表として、その権利をも勝ち取り、抑圧された全人民の解放に向かって進むものであると述べた¹¹⁾。

第二は、参政権の拡大である。19世紀イギリスの労働者は、成年男子普通選挙権を中心とした「人民憲章」の制定を求めるチャーティスト運動を繰り広げた。彼らは、政治に参加しうる「市民」としての権利を獲得してこそ、「人間」としての権利も獲得しようと考えた。「政治的権力はわれわれの手段であり、社会的幸福がわれわれの目的である」¹²⁾と言われた。しかしこの運動にもかかわらず「人民憲章」の制定には至らなかった。だが、その成果は度重なる選挙法の改正として現れた。こうして19世紀後半以降、男性の普通選挙権が成立した。しかし女性の参政権の確立は20世紀の課題として残された。

第三は、教育権の確立である。18世紀の市民革命の時期においても、コンドルセらによって、人間的諸権利の平等を現実的なものにする手段として国民の公教育が主張されていた。労働運動や社会主義運動も、労働者や人民の人的発達を保障するものとして公教育を要求した。マルクス、エンゲルス『共産党宣言』においても、当面の要求として「すべての児童の公的かつ無償の教育」が掲げられている。そして「工場法」はその教育条項において、工場で働く児童の教育の保障を工場主に義務づけた。これは、マルクスも労働と教育の結合として評価するものであった。その後、19世紀後半以降、義務教育制度が成立した。これは、労働者や人民の教育権を実現するものであるという側面と、支配層が普通選挙制度にも対応して、国民を統合し、エリートを選び出し、国家に忠実な国民や従順な労働者をつくる側面との、二重の性格をもつものでもあった¹³⁾。

第四は、生存権の確立である。労働運動や社会主義運動は、失業者や傷害、疾病、老齢

等によって労働できない人々の生きる権利を主張し、企業や国家の負担による社会保険制度を要求してきた。そしてロシア革命（1917年）において、社会主義のもとで社会保障制度が成立した。その影響もあって、資本主義国においても生存権を承認させ、社会保障制度が成立した¹⁴⁾。ドイツのワイマール憲法（1919年）は、「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」（第151条）とうたい、「包括的な保険制度」の設置を定めた（第161条）。

第五は、市民革命以降も長期にわたって人権の実質的な適用から排除されてきた先住民、少数民族、黒人、障害者等への権利の拡大である。これらの人々への自由権、社会権の承認とその実質的な保障は、今日の課題でもある。

3. 20世紀における人権問題の普遍化、国際化

20世紀には、資本主義国において人権が拡大してゆく一方で、他方で19世紀末以来の帝国主義による植民地支配や、植民地支配をめぐる帝国主義間の対立、帝国主義と社会主義との対立などによって、国際的な人権のあり方が問われ、また民族自決権などの国際的な人権の確立が課題となった。とりわけ、二度にわたる世界大戦は、人類にきわめて悲惨な結果をもたらした。こうした反省も加わり、20世紀には人権が世界のあらゆる人民の権利をして普遍化され、また国際的な人権保障が課題となってきた。そのことを明示したものが、国連総会において採択された「世界人権宣言」（1948年）であり、またそれに基づいて制定された「国際人権規約」（1966年）など、多くの権利宣言、権利条約である。しかしその十全な実現は、現代社会の課題として残されている。

なお、ここで旧ソ連、東欧における人権思想の問題点について簡単に触れておきたい。

旧ソ連では、1936年の憲法（スターリン憲法）において、人権は次のように規定された。すなわち、「勤労者の利益に適合し、かつ社会主義制度を堅固にする目的で、ソ連の市民に法律により次の事柄が保障」として、言論の自由、出版の自由、集会の自由、示威行進の自由が規定された（第125条）。また「勤労者の利益に適合し、かつ人民大衆の組織的な自主活動および政治的な積極性の発展を目的として、ソ連市民に社会団体、すなわち労働組合、協同組合、青年団体、スポーツおよび防衛団体、文化的、技術的および学術協会を組織する権利が保障される」とされ、さらにここにソ連共産党という唯一の政党も位置付けられる（第126条）。このように、「勤労者の利益に適合し」「社会主義制度を堅固にする」という「目的」に適合すると国家が認める限りで、言論の自由や結社の自由などの自由権や、社会権の一部をなす労働組合の権利も承認されることになる。しかも、労働権や休息権、生存権、教育権（第118-121条）等の社会権も、憲法上の規定においてはその「目的」は明示されていないが、しかし同様の「目的」が優先したのが事実であろう。つまり、スターリン体制のソ連では、人権は勤労者の利益への適合という条件付きであり、しかも社会主義制度を堅固にするという「目的」のための手段とみなされたのである。そして市民の個々の権利が勤労者の利益に適合しているか否か、社会主義制度を堅固にするか否か、の判定はその時々々の権力に委ねられることになる。

しかしこれは、近代の人権思想に逆行するものである。なぜなら、近代の人権思想は、人権の確立こそが政治的結合の目的であり、また人権は立法権力にも優先すると主張してきたからである。またそれは、近代的人権のいっそうの拡大と前進を主張したマルクスやエンゲルスの思想にも反するものである。旧ソ連等では、自由権も社会権も、権利としては確立していなかったというべきであろう。

またソ連や東欧諸国は、国連での「世界人

権宣言」の採択において棄権した。その理由は、人権はファシズムを否定し民主主義を守るためのものであること等を明記すべきであり、言論の自由はファシズムの宣伝のために用いられてはならず、思想の自由は国家治安の利益に合致する範囲で保障する、などということであった¹⁵⁾。ここでも、人権がなんらかの「目的」に従属するものとされている。当時の国連での論議のなかでも批判されたように、これでは人権は容易に制限され、真に確立されたものにはならないのである。

以上のように、近代社会における人権思想の歴史をごくおおまかに見るだけでも、人権の確立と人間の価値の確立とが密接な関係にあることが確認できるであろう。では、その関係をどのようにとらえるべきであろうか。以下では、人権の本質と人間の価値、価値意識の多様性と普遍的・共同的価値意識の形成との関係などについて考えておきたい。

四 人権と人間の価値、価値意識について

1. 人権の本質について

以上のような人権の歴史や、先に見た法学者による人権の規定も踏まえて、人権の本質を次のように把握できるであろう。すなわち、人権とは、近代市民社会（近代資本主義社会）の形成・発展を背景として、人間の共通の要求を普遍化し、その社会的承認と確立を求める思想であり、運動であり、制度である。ここには、次のことが含意されている。

第一に、人権は、近代市民社会ないし近代資本主義社会（その基礎としての商品交換社会）を背景にして成立する。それは、マルクスやエンゲルスも論じたように、商品所有者の対等・平等な関係、商品に対象化された抽象的人間労働の平等性、資本の自由な活動と、自由な労働市場の形成の要求などを現実的な基盤として、ブルジョワジーが絶対王政を打倒し、近代国家を形成する運動と密接に結び

ついていた。

第二に、人権の人権たるゆえんはその普遍性にある。近代の人権は、王や貴族や聖職者などの特権を否定する仕方でも成立した。特定の人間にのみ認められた特権を否定するということは、少なくとも建前としては、「すべての人間」の普遍的な権利の主張とならざるをえない。そこでは、近代市民社会における共通の要求が、自由、平等、生命、幸福追求、所有権などに集約され、これが人間一般の権利として主張されたのである。

第三に、近代資本主義社会は、資本による労働の搾取をはじめ、社会の多数者を構成する人々の無権利状態や抑圧を含む。したがって、ここでは、「すべての人間」の権利をうたいながら、社会の多数者の権利を抑圧するという、近代的人権の矛盾が露呈する。こうして、女性、労働者、農民、少数民族、先住民、奴隷とされた黒人、障害者らが「われわれも人間だ」と主張し、その人々に人権を拡大し実質的に確立することが、必然的な要求となり運動となった。しかも、従来から主張されてきた「自由権」にとどまらず、労働、教育、生存などの新しい「社会権」への要求が登場する。しかしこうした社会権は、それを保障する社会的制度や国家の財政支出などを不可欠とし、そのような制度的・財政的保障なしには成立しえない。こうして、人権は、その思想が主張され、運動があり、制度が確立してはじめて実現されるのである。

なおここで、自由権と社会権との関係について考えておきたい。財産をもたない者、生産手段をもたない者にとって、生存、教育、労働などの社会権が確立されてこそ、言論の自由・信教の自由・表現の自由をはじめとした自由権も意味をもつ。また学校、地域、企業、労働組合、政治組織、国家等の中でこのような自由権が確立されてこそ、社会権も意味をもち、人間の権利を全体として前進させることができる。自由権の優位か、社会権の優位かという議論ではなく、その両者の密接

な関連をとらえることが重要であろう。

2. 人権の根拠としての人間的価値

人権が成立する背景やその現実的な基盤は、上で見たように、社会の現実そのものにある。しかしそのような「事実」としての現実のなかで、人権は実現すべき「当為」であり「価値」である。では、このような当為ないし価値としての人権は、いかなる根拠をもち、いかにして成立するのであろうか。私は、そのような人権の根拠は、人間的価値の確立とその社会的承認にあると考える。すなわち、人権の主体である人間に、人間としての価値が承認されるからこそ、その人間に自由や平等などの権利が承認され、また生存、教育、労働の権利が承認されるのである。人権の思想や運動は、当の人権の主体である人間の価値の承認を社会や国家にせまるものであり、制度としての人権の実現は、そのような人間的価値の社会的実現であり発揮でもある。

では、人間的価値はいかにして確立されるのか。言い換えれば、人権の根拠となる「人間の尊厳」自身はいかなる根拠をもち、いかにして成立するのか。この問題について、私は、人間の労働や経済的・政治的・文化的な社会的実践（価値形成・価値創造活動）およびそこにおける人間の相互承認関係が、それを担う人間の価値（人間の尊厳）を確立すると考える。ここには次の内容が含まれる。

第一に、人間の労働は自然の富を基礎として物質的価値を形成し、経済的・政治的・文化的な社会的実践は、社会的価値や精神的・身体的価値を創造するものである。このような価値形成・価値創造を担う人間は、それ自身が価値をもつことを実証するものである。ルネッサンスや宗教改革、市民革命などは、新しい社会的価値や精神的価値を創造する人間自身の価値や人間の尊厳を主張するものであった。

しかし第二に、人間の労働の成果である生産物の価値は認め尊重するが、その成果を生

み出した人間やその労働には価値を認めず尊重しないという歴史は、古代・中世をとおして長く続いた。マルクスも『資本論』第1巻第1章第3節の価値形態論において、アリストテレスは、商品の価値形態においてすべての人間労働が同等な労働として存在することを見抜けなかったことを指摘し、それは古代ギリシアの奴隷制のもとで人間の労働の不等性が前提とされていたからだと言う。そして「商品所有者としての人間相互の関係が支配的な社会的関係であるような社会」(1, 103ページ)においてはじめて、人間の同等性(平等)が民衆の先入見ともなり、すべての労働の同等性がとらえらえるとしている。このようにして、実際に人間労働が価値を形成しているのみならず、そのことを相互に承認しあう社会的関係が成立してはじめて、人間労働の価値も人間自身の価値も承認されるのである。したがって、そのような人間的価値の相互承認関係が、人間的価値を確立するのである。

第三に、このような人間の価値形成・価値創造はその現実的な活動においてのみならず、人間の無限の可能性を含めて理解されなければならない。その意味で、すべての人間が価値形成・価値創造の潜在的な能力と可能性もっている。しかも価値形成・価値創造の活動は、その成果を享受し、評価し、批判する活動と不可分である。そのような創造と享受の相互媒介的な価値活動の全体が価値的世界を構成する。ここでも人間の相互承認関係が成立する。その意味でも、すべての人間が価値創造と価値的世界の形成にかかわりうるものとして、人間的価値をもつ。私は、このような仕方で、すべての人間が価値や尊厳をもつことを理解したい。

3. 価値意識の多様性と、普遍的・共同的価値意識の形成

最後に、以上のような人権思想と人間的価値をふまえて、価値意識、とりわけ普遍的・共同的な価値意識の問題について考えておき

たい。

現代において価値意識(価値観)の多様性が論じられるとき、それは二つの側面がある。第一は、価値意識の多様性は、人間的活動の多様化・豊富化を反映し、また社会構造や社会関係の多様性を反映しているという側面である。しかし第二に、人間の価値意識に分裂があるという側面である。その際、国家権力や資本が、人間的価値を尊重せず、人権を抑圧し、人間的価値を否定する「支配的価値」と価値意識をつくり出し、これが社会の中で価値意識をめぐる分裂をつくり出している。たとえば、権力崇拜、貨幣崇拜、利潤追求、競争原理などが、支配的な価値や価値意識となる。その際、価値意識の多様性が語られながら、しばしば画一的な価値が押し付けられる。しかも、価値意識の多様性という言葉が、普遍的な価値としての人権を拒否するイデオロギーとして機能させられることにも注意しなければならない。したがって、価値についての多元主義や相対主義の理論では、価値意識の多様性を価値そのものの多様性、相対性としてとらえてしまい、価値意識の多様性が成立する現実的な根拠や、価値をめぐる対抗関係も理解できなくなると思われる。

価値意識の多様性をめぐるこうした状況の中で、人権の確立を要求する思想や運動は、さまざまな「支配的価値」に対抗して、人間的価値や「人間の尊厳」の承認を社会や国家に迫るものとなる。しかも、それは「普遍的・共同的価値意識」の形成の可能性を開くものである。現代社会における普遍的・共同的価値意識は、人権の思想を基礎にしてこそ可能になる。なぜなら人権思想は人類の歴史が普遍的な価値として確立してきたものであり、また人間的価値の普遍性や人間の尊厳の普遍性に根拠づけられているからである。そして先の第一の意味における価値意識の多様性は、その核心部分における普遍性・共同性と十分に両立しうるものである。なぜなら、価値意識が人間的活動の多様性や豊かさを反映して、真に多様化し豊富化することは、むしろ人権や人間的価値の確立によってこ

そ可能になるからである。いいかえれば、人権と民主主義という普遍的・共同的価値こそが、諸価値の多様で豊かな発展を保障するのである。

注

- 1) 陳筠泉・岩崎允胤編『歴史観・真理観・価値観—中日「唯物史観と価値観の統一」研討会論文集』北京出版社, 1995年, 王玉樑・岩崎允胤編『中日価値哲学新論』陝西人民教育出版社, 1994年, および牧野広義「日中価値論シンポジウムに参加して」唯物論研究協会編『思想と現代』第37号, 白石書店, 1994年4月, 参照。
- 2) 牧野広義「価値と価値意識」『大阪経済法科大学総合科学研究所年報』第13号, 1994年3月, 同「社会的実践と価値」『大阪経済法科大学論集』第56号, 1994年3月, 参照。
- 3) 宮沢俊義『憲法Ⅱ—基本的人権〔新版〕』有斐閣, 1971年。引用ではページのみを記す。
- 4) 以上のような見解は, 憲法学では通説とされる。しかしこの通説に対して, 佐藤幸治「人権の観念—その基礎づけについての覚書」(『ジュリスト』No.884,1987.3)は, 次のような疑問を提示している。まず, 「人権」が人間性から論理必然的に生じる具体的な筋道とは何か。また「人権」がそこから論理必然的に出てくる「人間性」とは一体いかなるものか。「人間性」という事実的な次元から, いかにして「人権」という価値的なものが生まれるのか。さらに自由権のみならず, 参政権や社会権をも「人権」として, 「人権の進化」から根拠づけることは適切かどうか。佐藤氏は, これらの問題点を提示したうえで, ゲワースら法哲学者らの見解を紹介し, 検討している。佐藤氏の提起したこのような基礎的な問題は, その後も, 辻村みよ子「人権の観念」(樋口陽一編『講座 憲法学』第1巻, 日本評論社, 1994年, 所収)などによっても論じられている。

私は, 佐藤幸治氏がゲワース説の要約として紹介している「すべての『人権』は, 人間の行為に必要な条件ないしニーズのうちに合理的な基礎をもち, いかなる行為主体も自己矛盾をきたすこと

なしにはそれを否認したり侵したりすることはできない」という見解に基本的に賛成であるが, しかし, ここで言われる「人間の行為に必要な条件やニーズ」も, 人間自身の価値が承認されなければ, 人権の「合理的な基礎」とはなりえないと思う。そして社会的・歴史的現実から「人間的価値」や「人間の尊厳」が確立され, このような「人間的価値」を実現するために「人権」という「価値的なもの」が成立すると考える。したがって, 人権を成立させる社会的・歴史的現実の考察こそが, その理論的根拠づけになると考える。

その意味では, 人権の根拠づけの議論として, 東京大学社会科学研究所編『基本的人権』(東京大学出版会, 1968年)での人権の社会的・歴史的研究や, 前掲, 樋口陽一編『講座 憲法学』の中の, 現実社会の争点とのかかわりで人権をめぐる学説の発展を位置付ける諸論文の方向を支持し, これらから学びたいと思う。

- 5) 渡辺洋三「現代資本主義国家と人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』東京大学出版会, 1968年, 所収, 209-210ページ。
- 6) 以下では, 高柳信一「近代国家における基本的人権」前掲, 東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』所収, および杉原泰雄『人権の歴史』岩波書店, 1992年, に多くを負っている。また, 天野・片岡・長谷川・藤田・渡辺編『マルクス主義法学講座8 マルクス主義古典研究』日本評論社, 1977年, も参照した。なお, アメリカ独立宣言, フランス人権宣言, ワイマール憲法, ソビエト憲法などは, いずれも高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫, 1957年, による。
- 7) マルクス「ユダヤ人問題によせて」城塚登訳, 岩波文庫, 53ページ。
- 8) エンゲルス『反デューリング論』上, 粟田賢三訳, 177-179ページ。
- 9) ロック『市民政府論』鶴飼信成訳, 岩波文庫, 参照。
- 10) マルクス『資本論』新日本出版。引用では分冊数とページを記す。
- 11) マルクス「国際労働者協会ジュネーヴ大会への臨時総評議会代表にたいする個々の問題についての

- 指令』『マルクス、エンゲルス労働組合論』国民文庫，45-47ページ。
- 12) エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』2，国民文庫，163ページ。
- 13) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店，1971年，第1部第1章「近代教育の理念と現実」，同『教育入門』岩波新書，1989年，Iの1「歴史の中の教育」，参照。
- 14) 柴田嘉彦『世界の社会保障』新日本出版，1996年，第3章「生存権と社会保障思想の発達」参照。
- 15) 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店，1988年，第2章「国際憲章から世界人権宣言へ」参照。

(1997年10月21日受理)